

苫小牧市建設工事優良施工業者表彰要領

(目的)

第1条 この要領は、苫小牧市が発注した建設工事について、特に優秀な成績で工事を完成した優良施工業者を表彰することにより、建設技術及び施工品質の向上を図るとともに、建設業者の育成と発展に寄与することを目的とする。

(対象工事)

第2条 表彰の対象とする工事は、表彰を実施する年度の前年度に完成した工事であって、苫小牧市請負工事成績評定要領（以下「評定要領」という。）の規定による評定結果の通知を受けた工事とする。

(表彰対象部門)

第3条 表彰対象部門は、次に掲げるものとする。

- (1) 土木第一部門
- (2) 土木第二部門
- (3) 土木第三部門
- (4) 建築第一部門
- (5) 建築第二部門
- (6) 機械部門
- (7) 管部門
- (8) 電気部門
- (9) 水道部門
- (10) その他表彰を行うことが適當と認められる工事

2 前項(1)～(5)の各表彰対象部門には、それぞれ関連する工種で発注された工事（前項(6)～(9)に該当する工事を除く。）を含むものとする。

3 第1項(1)～(5)の各表彰対象区分は、次の各号に定める工事とする。

- (1) 土木第一部門は、予定価格2,000万円未満の土木関連工事を対象とする。
- (2) 土木第二部門は、予定価格2,000万円以上3,500万円未満の土木関連工事を対象とする。
- (3) 土木第三部門は、予定価格3,500万円以上の土木関連工事を対象とする。
- (4) 建築第一部門は、予定価格1億円未満の建築関連工事を対象とする。
- (5) 建築第二部門は、予定価格1億円以上の建築関連工事を対象とする。

(表彰対象候補者)

第4条 表彰対象候補者は、評定要領に基づく合計評定点が85点以上を得た工事のうち、部門別で最も高い評定点を得た受注者（共同企業体が受注者の場合は共同企業体とする。以下同じ。）とする。

2 前項により表彰対象候補者になったものが、次条の欠格事項に該当する場合は、次点となる工事の受注者を表彰対象候補者とする。

(欠格事項)

第5条 表彰対象候補者が当該表彰日の前年度の4月1日から表彰日までの間に、次の各号のいずれかに該当したときは、表彰の対象としない。

- (1) 苫小牧市競争入札参加資格が消滅したとき。
- (2) 苫小牧市競争入札参加資格者指名停止等措置要領の規定に基づき、指名停止を受けたとき。
- (3) その他表彰をすることが不適当と認められるとき。

(表彰者対象候補者の報告)

第6条 財政部工事監は、表彰対象候補者を選定し、市長に報告するものとする。

(表彰者の決定)

第7条 市長は、前条の選考結果を受けて、表彰者を決定するものとする。

2 前項に規定する表彰者は、第3条に規定する各部門1受注者とする。

(表彰の方法)

第8条 表彰は、市長が表彰状を贈呈することにより行うものとする。

2 表彰の結果は、苫小牧市のホームページに公表するものとする。

(表彰の時期)

第9条 表彰は、年1回とし、工事成績評定を受けた年度の翌年度に行う。

(表彰の取消し等)

第10条 表彰者の決定後に、対象となった工事に重大な瑕疵が生じたときは、表彰対象者記録から抹消するとともに、表彰を取り消す。

(優良施工業者表彰に係る庶務)

第11条 苫小牧市建設工事優良施工業者表彰に係る庶務は、財政部工事監が行う。

(その他)

第12条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附則

1 この要領は、令和7年4月1日から施行する。